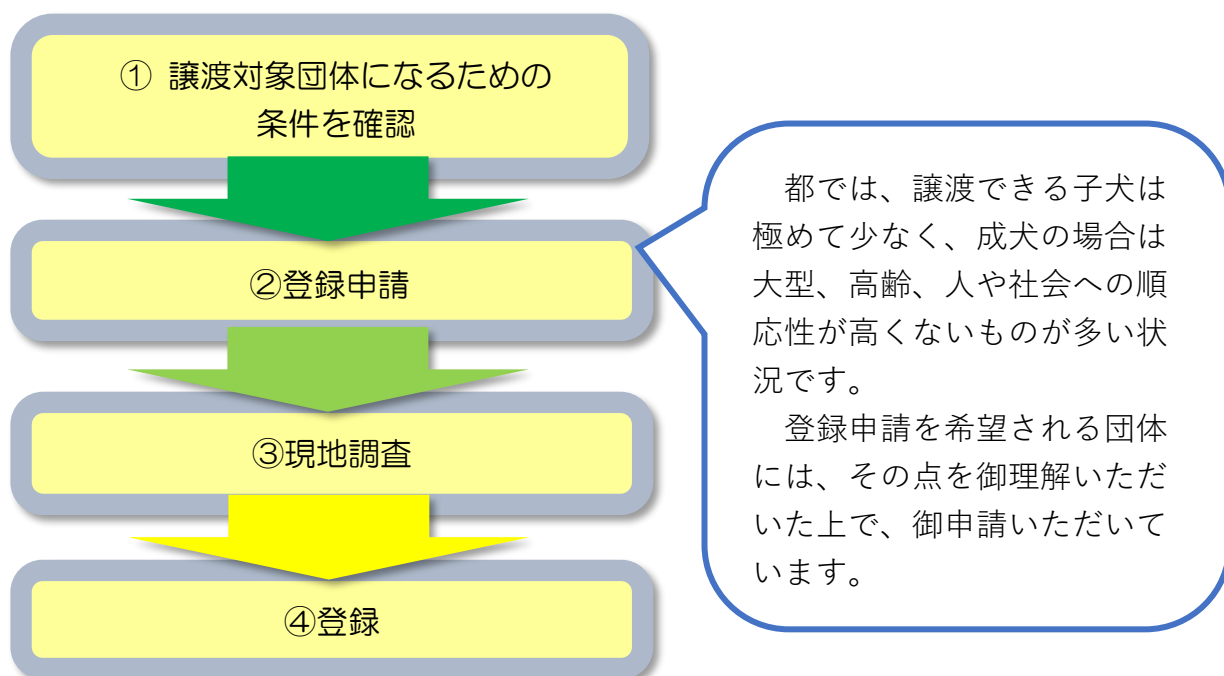


2 譲渡対象団体（センターの譲渡事業に協力する団体）

都では、譲渡を希望する新たな飼い主探しを行うため、譲渡に関する知識や経験をもとに、都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行っていただくボランティア団体を、譲渡対象団体（登録譲渡団体）として登録しています。

センターでは、これらの団体にも譲渡を行っており、連携して新たな飼い主探しを行うことで、動物愛護精神の高揚及び動物の適正飼養の普及啓発に取り組んでいます。

（1）譲渡対象団体になるまでの流れ



ア 譲渡対象団体になるための条件

都の譲渡対象団体として登録されるには、次の条件を満たす必要があります。

- ✓ 東京都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- ✓ 団体の活動実績及び活動趣意がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
- ✓ 団体としての譲渡事業の活動実績が1年間以上あること。
- ✓ (団体の所在地が都内の場合) 譲渡事業すべてに責任を持つ成人の代表者がいること。
- ✓ (団体の所在地が都外の場合) 譲渡事業の活動拠点が都内にあること。また、その活動拠点には、譲渡事業に責任を持つ成人の責任者がいること。
- ✓ 代表者又は責任者、新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する会員は、譲渡事前講習会及び譲渡時講習会を受講していること。
- ✓ 誓約書や遵守事項の内容を理解し遵守できること。
- ✓ 譲渡動物の譲渡先として、団体名等を公表することに同意できること。 など

※ 上記以外にも注意点等があるため、譲渡対象団体になることを希望される場合は、必ず登録申請前にセンター本所に連絡いただいています。

イ 登録申請

アの条件をすべて満たしている場合、センター本所の窓口で、登録の申請を受け付けます。(郵送での申請は受け付けていません。)

申請には、申請書や誓約書のほかに、1年以上の活動実績、活動計画書、団体規約や都内一時飼養施設の図面等が必要となります。

ウ 現地調査

申請書等の書類審査が終了した後、センター職員が現地調査を行います。

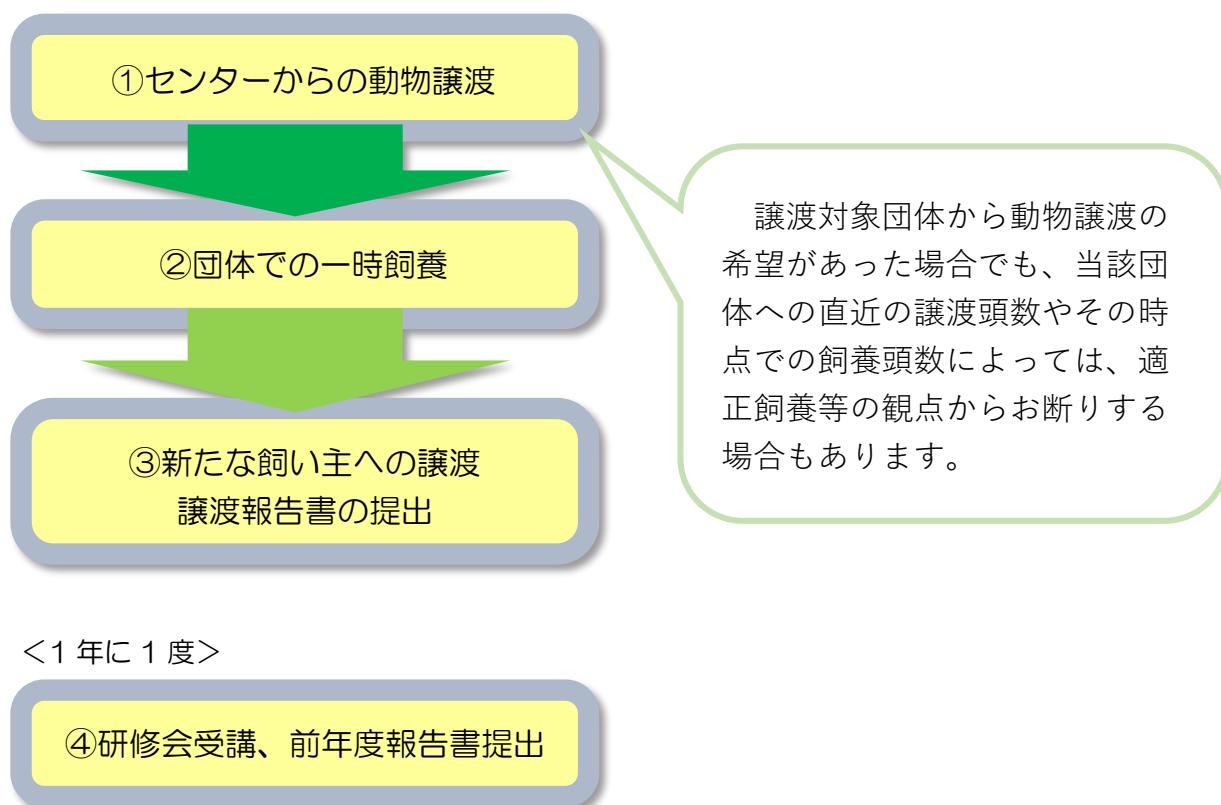
現地調査では、センターから譲渡された動物が適正に飼養できる環境かどうかを確認しています。

具体的には、飼養施設の構造や給排水・空調・洗浄消毒設備などの設置状況、ケージ等の広さや転倒防止措置が適切か、施設の衛生管理方法や鳴き声・におい対策が取られているか、施設規模や人員に対する動物の管理頭数は適切かなど、様々な観点から調査を行っています。

エ 登録

特に指摘事項がなければ、都の譲渡対象団体名簿に登録し、譲渡対象団体登録証を交付しています。施設等の改善や申請内容の修正が必要な場合は、改善等が完了した後、同様に登録等を行っています。

(2) 譲渡対象団体への登録後に行うこと



ア センターからの動物譲渡

譲渡判定（16 ページ～19 ページ参照）により団体譲渡が可能と判断された動物は、譲渡対象団体に譲渡しています。また、事前に譲渡代理人を選出し、代理人の名簿をセンターに提出した場合には、代理人に譲渡することも可能です。

イ 団体での飼養

団体に対しては、センターから譲渡を受けた動物について、台帳等による個体管理の記録をお願いしています。また、多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせることがないように、適正な飼養に努めていただいています。

他にも、法令に定められた手続も必要となります。例えば、犬の譲渡を受けた場合、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、鑑札及び注射済票を当該動物に着けることが必要です。

ウ 団体から新たな飼い主への譲渡

センターから団体へ譲渡した動物を新たな飼い主に譲渡する場合は、その方に対して、センターが実施する譲渡時講習会と同等の内容の講習会を実施していただいています。講習会の実施状況については記録を作成し、センターからの求めに応じて提示できるよう保存をお願いしています。

また、新たな飼い主に譲渡した後、速やかにセンターあてに譲渡報告書を提出いただいています。

エ 研修会受講、前年度報告書提出

センターでは毎年、動物愛護管理に関する情報提供や譲渡事業に関する知識を提供することを目的に、大学教員や専門家等を講師にお招きした、譲渡対象団体向けの研修会を実施しています。研修会には、団体の代表者や責任者に出席いただくことで、研修内容が効率的に譲渡対象団体の会員全体に伝達されるよう配慮しています。

また、年1回、センターからの譲渡実績の有無にかかわらず、前年度分の活動報告書及び譲渡動物現状報告書を提出いただいています。



譲渡対象団体向け講習会の様子